

2014年8月1日

各位

株式会社りそな銀行

### 役員向け株式給付信託による株式取得中止のお知らせ

株式会社りそな銀行（社長 東 和浩）は、2014年6月30日付け「役員向け株式給付信託による株式取得のお知らせ」により、株式会社イトーヨーギョー（以下、「同社」という。）から役員向け株式給付信託を受託することに伴い、当該信託の信託勘定において第三者割当てによる自己株式処分により、同社普通株式を総株主の議決権の数に対する割合で5%以上取得する予定である旨をお知らせしましたが、今般、同社が平成26年8月1日に自己株式処分の中止を決定（注）したことから、かかる株式取得は中止することになりましたので、お知らせいたします。

（注）平成26年8月1日付けの同社プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の実施中止及び第三者割当てによる自己株式の処分中止に関するお知らせ」をご覧ください。

以上